

## 支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第15回）議事要旨

- 1 日 時 平成25年 1月31日(水) 13:30～14:14
- 2 場 所 航空会館 701・702会議室
- 3 出席者 (出席委員)  
浅野委員(座長)、岩間委員、植田委員、大塚委員、木村委員(代理：池田氏)、  
小室委員、竹島委員、田上委員、仁井委員、畠山委員(代理：葛西氏)、  
林委員(代理：濱谷氏)、弓手委員  
(欠席委員)  
北村委員、古市委員  
(環境省出席者)  
梶原廃棄物・リサイクル対策部長、坂川企画課長、廣木産業廃棄物課長、  
吉田適正処理・不法投棄対策室長 ほか
- 4 議 題  
(1) 支障等のある残存事案等に対する当面の財政的な支援のスキームについて  
(2) その他
- 5 配付資料  
資料1 : 委員名簿  
資料2 : 第14回議事要旨  
資料3 : 支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書(案)  
- 当面の財政的な支援について -  
資料4 : 基金による支援状況と今後の見込みについて  
資料5 : 「関係者の役割と適切な費用のあり方について」公表(平成21年10月29日)以降  
の支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討経緯
- 6 議 事 懇談会は公開で行われた。
- 7 議事要旨  
(1) 議題「支障等のある残存事案に対する当面の財政的な支援のスキームについて」、事務局  
から資料3、資料4、資料5に基づき説明した。  
(2) これに対して、各委員から、次のような意見等が提出された。  
資料3の「3(4) 支障除去等の費用」において、「排出事業者等は措置命令を受けな  
い場合においても、都道府県等の求めに応じて自主撤去や費用負担を行うことが増えてい  
る。」とされているが、自治体から何もお願いしないで排出事業者等が自主撤去するこ  
とはまれで、いろいろと数多くのお願いをした結果、排出事業者等により自主撤去や費用負  
担が行われるのが実態であるので、そういった自治体の取組について理解できるよう若干

記述を加えていただけないか。

座長としては何らかの記述を加えることを検討したい。

資料3の「3 今後の3年間の支援」の本文なお書きの部分については、「平成27年度末までに見直しを実施することが必要」とあるが、検討を速やかにあるいは可及的速やかに行い、平成27年度末よりも前に結論を出してもよいので、そのような表現としていただけるとありがたい。

平成27年度末までにゆっくと結論を出せばいいということではなく、中央環境審議会に議論の場を移して速やかに審議ができる場をつくるといったことを座長からもお願いしたい。その場合に基金のことだけを議論するのではなく、抜本的に不法投棄や不適正処理をいかに防止するかについての議論が必要ではないかと思う。これまで法を強化してきたものの法の執行が問題であるので、不適正処理がなくならないということもあつたのではないか。また、行政が必要な指導を十分行わないまま違法状態が続いて手がつけられなくなったということもあるのではないか。それらを含めた議論をきちっとやる場をつくるというようなことが賢いのではないかと個人的に思っている。

前回報告書の案がこの懇談会で示され、知事会として持ち帰り文教環境常任委員会で審議、検討させていただいた。その結果、総論としては今後の支援制度の継続を前提とした報告書の内容については都道府県としては受け止めたいと考えている。都道府県は不法投棄や不適正処理の案件に関してさまざまな施策に積極的に取り組んでおり、適正処理の推進に成果を上げているが、残念ながら不適正な事案を根絶するのはなかなか困難である。被害を受けた地域に対する支援の必要性、重要性は非常に大きく、各県ではこれについてぜひお願いしたいということであつた。平成28年度以降の支援制度の構築についてもしっかり検討していくことが重要と思っており、審議会等の場に検討の場を設けていくなどしていくことが必要と考えている。その際、都道府県としても検討の場に代表を参加させていただき積極的に議論、検討を行っていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

平成25年から27年度までの支援については負担割合等の見直しを行った上で、引き続き産業界から社会貢献ということで基金への出えんをいただき、平成28年度以降の支援については26年度までに見直すということについて、座長としては概ね皆様方のご了解をいただけたと思う。

資料3の修正してほしいという意見があつた部分については、座長に一任いただけないか。（座長一任）

資料3に若干の修正を加えた上で懇談会の報告とする。

- (3) 議論の終了後に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から次のような発言があつた。  
環境省としては、引き続き不法投棄等の撲滅を目指す、平成27年度までに撲滅するこ

とは困難な状況であり、支援は継続することが必要と考えている。

平成 28 年度以降の支援については、これまでのやり方にとらわれず、平成 27 年度までの状況を踏まえながら、基金制度の必要性、妥当性も含めた見直しを実施する。

これまで、いくつかの特定の団体に事実上のとりまとめをお願いして産業界から基金に出えんしていただき、その出えんを前提に、国、都道府県等が支障除去等事業の費用を負担してきたが、こうした方式あるいはその延長線上での基金の造成は平成 28 年度以降は難しい。したがって、見直しにあたっては新たな方式を検討する。

また、平成 25 年度以降に基金の支援対象となる事案については、平成 22 年度以降に新たに発覚した事案とする。さらに、平成 24 年度までに支援することとしていた事案のうち、平成 24 年度中に支援が決定されなかったものについては、支援が必要となった場合に改めて申請を受け付けることとする。

支援する事業については、各年度で優先順位を付け、基金から可能な範囲で支援を行うこととする。

これらも踏まえ、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間に限って、引き続きこれまでの方式での出えんをお願いしたい。

(4) 最後に座長から次のような発言があり、本懇談会は終了した。

平成28年度からの支援については新たな方式を検討するということであるので、審議会を活用するなど、なるべく早くかつ可及的速やかに検討を開始、また結論を出していただきたい。

これまで大変長い間本懇談会で検討を行ってきたが、報告書案についても合意に達したので、一応の成果を上げることができたと考えている。その意味でこの懇談会は一定の役割を果たしたということで、今回をもって終了ということにさせていただきたい。

以上